

IV【第39号議案】

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例の件

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例を次のように制定する。

令和2年6月11日提出

神戸市長 久 元 喜 造

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（平成8年12月条例第36号。以下「エンタープライズゾーン条例」という。）の適用に当たり、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置（以下「新型コロナウイルス感染症等」という。）により影響を受けた認定事業者に臨時特例措置を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、エンタープライズゾーン条例の例による。

(違約金の免除)

第3条 エンタープライズゾーン条例第3条第3項第2号、第5条第3項第2号及び第7条第3項第2号並びに旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の一部を改正する条例（平成29年3月条例第34号）による改正前のエンタープライズゾーン条例（以下この条において「旧エンタープライズゾーン条例」という。）第3条第3項第2号、第5条

第3項第2号及び第7条第3項第2号の規定にかかわらず，市長は，新型コロナウイルス感染症等の影響により，認定事業者が特定事業，中核事業及び特例中核事業の休止（一時的な休止を除く。）又は廃止をしたと認めるときは，当該認定事業者からの申請により，エンタープライズゾーン条例第3条第3項第2号，第5条第3項第2号及び第7条第3項第2号並びに旧エンタープライズゾーン条例第3条第3項第2号，第5条第3項第2号及び第7条第3項第2号に規定する違約金を免除することができる。

（認定事業に係る家屋又は償却資産の取得及び認定事業の用に供すべき期限の延長）

第4条 エンタープライズゾーン条例第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず，市長は，新型コロナウイルス感染症等の影響により，認定事業対象期間内に認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例施行規則（平成14年10月規則第35号）で定めるものの用に供する家屋又は償却資産でその建設の後認定事業計画に係る認定事業の用に供されたことのないものを取得し，認定事業計画に係る認定事業の用に供することができないと認めるときは，認定事業者からの申請により，1年以内の期間を限って当該認定事業対象期間を延長することができる。

（認定事業に係る施設の建設着手期限の延長）

第5条 エンタープライズゾーン条例第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず，市長は，新型コロナウイルス感染症等の影響により，土地の取得の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設の着手をすることができないと認めるときは，認定事業者の申請により，1年以内の期間を限って当該期間を延長することができる。エンタープライズゾーン条例第10条第3項の規定により当該期間の延長がされたものについても同様とする。

（認定事業の開始期限の延長）

第6条 エンタープライズゾーン条例第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず，市長は，新型コロナウイルス感染症等の影響により，認定事業対象期間内

に認定事業を開始することができないと認めるときは，認定事業者からの申請により，1年以内の期間を限って当該認定事業対象期間を延長することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は，令和5年3月31日限り，その効力を失う。

理 由

新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた認定事業者に臨時特例措置を行うに当たり，条例を制定する必要があるため。